

## 主 張

## 損失負担の主体について

昨年の大規模自然災害で三メガ損保が支払った保険金は、1兆4746億円相当になり、再保険市場からの回収額は8879億円のほったという。日本の保険業界にとつて史上最大の再保険金回収額であったことは確実である。また、平成31年税制改正では、損保業界の異常危険準備金の積立割合の改善や海外での競争力確保のための外国子会社に対する優遇措置が含まれており、損保業界の社会的意義が評価された年でもあった。

しかし、税制改正には、自家保険機構ともいえるキャプティブ保険会社に対する「キャッシュボックス税制」も含まれている。キャッシュボックス税制を要約すれば、「身内のリスクを引受けているのだから、50%以上を出再するか、第三者リスクを10%以上受再するか」という基準を満たさなければ、親会社と合算課税をするというものであり、外国に所在するキャプティブを狙い撃ちする趣旨になっている。

昨年は、ハワイ州にある日系企業のキャプティブ数社に国税が入り、課税対象とする処分を行ったといわれている。ハワイ州は、連邦税で21%の法人税を課されるものの、内国歳入庁(IRS)の831条(b)という規定により、保険料収入が220万ドル未満の小

規模キャプティブについては、ゼロ課税とするという恩恵を日系キャプティブが享受していたことが国税の処分理由であるようだ。

ここで理解しがたいのは、米国のIRSは、キャプティブを擁護する措置をとり、日本の国税は、節税は許さないという姿勢を示している点である。キャプティブは、全世界に7千社程度存在し、3200社程度が米国内の29州に設立されている。歴史的には、IRSと税制をめぐる訴訟が繰り返されてきているものの、1980年代の保険危機以降にリスク・リテンション・グループを認めたり、保険業界が引受けを嫌うリスクを業界団体が組織したキャプティブが引受けたりと、いわば社会公共性の維持にキャプティブが果たしてきた役割は大きい。

2010年にメキシコ湾岸で発生したBP(ブリティッシュ・ペトロリアム)の石油掘削施設からの原油流出事故は、1兆3千億円超の賠償金の支払いに結び付いた。賠償金は、BPの所有するキャプティブから支払われている。そもそもが、損失負担の主体は、保険業界ではなく、自分自身であるという基本的な考え方を実現しているのがキャプティブであるわけで、保険業界の嫌うリスク等をどうすれば出再できるのかといった点を考慮しないまま、国税が保険の定義をしたと思えてならない。

(客員・板倉)